

川崎市立看護大学条例

(趣旨)

第1条 この条例は、川崎市立看護大学の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第2条 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学として、川崎市立看護大学（以下「看護大学」という。）を設置する。

2 看護大学の位置は、川崎市幸区小倉4丁目30番1号とする。

(学部、学科及び修業年限)

第3条 看護大学に看護学部を置く。

2 看護学部に看護学科を置く。

3 看護学部の修業年限は、4年とする。

(授業料等)

第4条 看護大学に入学を志願する者は入学選考料を、入学選考に合格した者のうち看護大学に入学しようとする者は入学料を、看護大学に在学する者は授業料を納付しなければならない。

2 看護大学に在学していた者が卒業証明書、成績証明書その他の証明書の交付を受けようとするときは、証明書交付手数料を納付しなければならない。

3 第1項に規定する入学選考料、入学料及び授業料並びに前項に規定する証明書交付手数料（以下「授業料等」という。）の額は、別表のとおりとする。

(授業料等の減免)

第5条 市長は、特に必要があると認めるときは、授業料等を減額し、又は免除することができる。

(授業料等の返還)

第6条 既納の授業料等は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第4条から第6条まで及び別表（入学選考料及び入学料に係る部分に限る。）の規定は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

1 入学選考料、入学料及び授業料

区分	入学選考料	入学料		授業料
		川崎市の住民	その他の者	
学生	17,000円	141,000円	282,000円	年額 535,800円
聴講生	9,800円	14,100円	28,200円	1単位 14,800円
特別聴講生				1単位 14,800円
科目等履修生	9,800円	14,100円	28,200円	1単位 14,800円
研究生	9,800円	42,300円	84,600円	月額 29,700円

備考 1 川崎市の住民に係る入学料は、看護大学に入学しようとする者又はその者の配偶者若しくは1親等の親族がその者の入学の日の1年前から引き続き本市の区域内に住所を有する場合に適用する。

2 聴講生等の区分については、別に定める。

2 証明書交付手数料 1通 300円